

お客さま各位

普通預金規定の改定のお知らせ

平素は、中日信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を、2020年1月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に導入させていただいておりましたが、2022年4月1日より普通預金（無利息型普通預金を含みます）規定を改定し、すべての普通預金口座に適用させていただきます。

本手数料は、あくまでも未利用の状態となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

これからも、当金庫は、お客さまにご満足いただけますよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定する預金規定

規定名称	改定日
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定	2022年4月1日（金）

2. 改定する内容

改定後	改定前
<p>普通預金（無利息型普通預金を含む）規定</p> <p>（略）</p> <p>《普通預金規定追加規定》 未利用口座管理手数料規定</p> <p>1.（対象となる未利用口座） （削除）普通預金口座のうち、最後の預入れ又は払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度も預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（総合口座を含みます。）で、かつ残高が1万円未満の口座を未利用口座として取扱います。 * 盗難、紛失などにより利用が停止されている普通預金口座も、未利用口座として取扱います。</p> <p>2.（未利用口座管理手数料） 未利用口座管理手数料の徴収を始める際は、事前に届出の住所に文書を送付し、通知します。 文書に記載の期限日（送付日から約3か月後）までに取引がない場合には、年間1,200円（別途消費税）の手数料をいただきます。 ただし、次の場合は未利用口座手数料の対象外となります。 ① 該当の未利用口座の残高が1万円以上の場合 ② 当金庫（本支店を含みます。）で、他にお預り金融資産（定期性預金、国債等）の取引がある場合 ③ 当金庫（本支店を含みます。）で、借入れがある場合</p> <p>3.（口座の自動解約） 預金者の口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、預金者の口座残高を以って、未利用口座管理手数料の一部とするとともに、同口座を解約します。 なお、一部負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、及び解約した口座の再利用には応じることはできません。 * 預金者の口座残高以上の負担はありません。 * 口座を自動解約した後の、預金者の手続きは一切ありません。</p> <p>4.（規定の変更） (1) この規定は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>（以下、略）</p>	<p>普通預金（無利息型普通預金を含む）規定</p> <p>（略）</p> <p>《普通預金規定追加規定》 未利用口座管理手数料規定</p> <p>1.（対象となる未利用口座） 2020年1月1日以降に開設された普通預金口座のうち、最後の預入れ又は払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度も預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（総合口座を含みます。）で、残高が1万円未満の口座を未利用口座として取扱います。 * 盗難、紛失などにより利用が停止されている普通預金口座も、未利用口座として取扱います。</p> <p>2.（未利用口座管理手数料） （同左）</p> <p>3.（口座の自動解約） （同左）</p> <p>4.（規定の変更） （同左）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>（以下、略）</p>

※改定後普通預金規定は、店頭や当金庫のホームページにてご確認いただけます。また、改定日以降、窓口でお渡しいたしますのでお申し付け下さい。